

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	前原 孝至	埼玉県秩父市蒔田二千八百十七番地
同	富田 光吉	同 同 二千三百三番地
同	柴崎 十三	同 同 五百三十八番地